

平成28年第2回（8月）臨時会

東伊豆町議会会議録

平成28年 8月8日 開会

平成28年 8月8日 閉会

東伊豆町議会

平成28年第2回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（8月8日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第36号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事（第2工区）請負契約 の変更について	5
○議案第37号 平成28年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）	11
○閉会の宣告	15
○署名議員	17

平成28年第2回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成28年8月8日(月)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第36号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)請負契約の変更について

日程第 4 議案第37号 平成28年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)

出席議員(11名)

1番	笠井政明君	2番	稲葉義仁君
5番	西塚孝男君	6番	内山愼一君
7番	飯田桂司君	8番	村木脩君
10番	藤井廣明君	11番	森田禮治君
12番	鈴木勉君	13番	定居利子君
14番	山田直志君		

欠席議員(1名)

3番 栗原京子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木忠一君
教育長	黒田種樹君	総務課長	鈴木利昌君
企画調整課長	遠藤一司君	税務課長	正木三郎君
住民福祉課長	齋藤匠君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	村上則将君

農林水産課長	鈴木伸和君	農林水産課 参事	山田義則君
観光商工課長	梅原裕一君	建設課長	高村由喜彦君
防災課長	竹内茂君	会計課長兼 会管者	鈴木敏之君
教育委員会 教育事務局長	坂田辰徳君	水道課長	石井尚徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	向井青一君	書記	木村昌樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

平成28年第2回臨時会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに夏の大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成28年東伊豆町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会します。

なお、3番、栗原議員より本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので報告します。

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第2回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の夏は例年より早い梅雨明けを迎えたものの、全国各地で局地的な大雨に見舞われており、当町としても日ごろから災害に対し、備えておくことが大変重要であると改めて実感したところでございます。

このような中、8月3日に当町白田で保養所を運営する埼玉県戸田市と保養所所在地である当町との間で災害協定を結びました。内容といたしましては、災害時の被災者の救出・救護、資機材・物資の提供、職員の派遣、避難施設の提供等でございます。これを機会に、今後、戸田市との交流を深めてまいりたいと考えております。

また、熊本市に対し、県の要請を受け、5月5日からの第4次に続き、6月23日の第11陣から7月7日の第13陣に防災課長、保健師及び福祉担当職員を県が支援する嘉島町へ派遣いたしました。

参加した職員からは、行政側の対応では風水害に対しては十分な体制がとられていたが、地震災害に対しては体制がとられていなかったこと。住宅被害では阿蘇山の火山灰を主とした土質のため液状化など、地盤沈下による家屋の倒壊、半壊が多く、また静岡県と比べ住宅の耐震化が進んでいなかったことも大きな要因となっているとの報告を受けており、今後の防災業務に生かせればと考えております。

さて、本臨時会には契約の事案1件と補正予算の御審議をお願いすることといたしております。契約の事案につきましては、奈良本地区避難地整備工事（第2工区）の契約変更に関するものでございます。よろしく御審議をお願いします。

最後になりましたが、町民並びに議員各位におかれましては、この夏の観光シーズンが有意義なものとなりますことを念願いたすとともに、暑さが続く中、健康に十分留意されまして、ますます御健勝でありますよう御祈念申し上げまして、臨時会の挨拶とさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、笠井議員、2番、稲葉議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありません。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第36号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)請負契約の変更について

○議長(村木 脩君) 日程第3 議案第36号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)請負契約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第36号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)請負契約の変更についてについて提案理由を申し上げます。

去る4月26日に議決された議案第32号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)請負契約について、工事内容の一部に変更が生じたことから増額の変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 防災課長。

○防災課長(竹内 茂君) それでは、ただいま提案されました議案第36号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)請負契約の変更について、変更内容を説明させていただきます。

今回の変更請負契約の内容としましては、当初契約額8,208万円を8,598万8,520円とし、390万8,520円を増額する変更請負契約を締結するものでございます。

工事変更概要でございますが、当初避難地全体に約1,340立米の盛り土を行い、現況の山側との高低差、最大1メートル25センチ程度での整備を発注しておりましたが、本工事発

注後、隣接地の工事の話が急浮上し、議会、地元の皆様から隣接地の活用等を見据えた整備について御意見をいただきましたので、設計士、関係者等と協議の結果、現況の山側との高低差、最大2メートル45センチ、発注時の完成地盤高より約1メートル20センチ程度低く施工することといたしました。

この施工に伴う主な工事内容でございますが、盛り土の削減、のり面種子吹きつけ工を植栽ブロック積み工に変更し、植栽ブロック積み工のため、掘削の際、混合廃棄物が出ましたことから、新たにその処分費が増加しております。

お手元に工事変更概要、図面等をお配りしてございますので、ごらんください。

なお、今回の変更に伴い、現在の工期について請負業者と完成時期など協議をさせていただいておりますので、御理解ください。

以上、簡単ではございますが、変更内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず、今、御説明いただきました工事変更概要の問題なんですけれども、盛り土が133立米減とかあるんですけれども、これ概要を金額ベースで御説明いただきますと、どういうふうになりますでしょうか。

それと、工期の延長が必要でないということの理由についてはどうであるのかということと、次の今日、議案に添付されております図面のほうで、道路との高低差が当初1.1が1.8に変更とか、1.7が0.5に変更というようなことのやつが出ているんですけれども、今、課長が説明したような1.2メートルというふうな数字は、この説明資料には出てこないんですよ。どこのことを言っているのかというのが、わからないんです、これでは、その説明をお願いします。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 今回の盛り土工事につきましては、直工ベースになりますが大体600万程度、それが減になっております。それから、植栽ブロック工でいきますと、直工ベースで、これもありますが大体800万程度の増になっております。それと、混合廃棄物の処理につきましては、直工ベースで約300万という形になっております。

それから、工期の変更につきましては、工期を変更しないではなくて今、工期の変更については業者と打ち合わせを行っている最中でございます。

それから、高低差につきましては、最大1メートル25というふうに申しましたが、その1メートル25につきましては、隣接地の一番境のところは最大で1メートル25センチ高低差がありました。それは現況の上の道路との高低差が1メートル25あったということであります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうしますと、すごく私、疑問を感じるんですけども、金額ベースで考えるとマイナスが、説明されなかった転落防止柵や工事の関係もあるので、減と増を考えると、マイナスも1,000万ぐらいあるんだろうけれども、プラスも一千何百万かあるんで、最終的に390万からのプラスになるということなんだけれども、ただ、そうした場合、当然工法、工事のかなりの概要が軽微な変更ではなくて、その地盤面が高さが変わるとか、それによってのり面をつくったりすることで、かなり軽微な変更ではないと思うんですよ。

そうすると、当然金額ベースで今回変更されるということで考えれば、工期の延長という問題も当然この時点でははっきりしてなければいけないのではないかなと私は思うわけさ。それで、もっと言いますと、もう変更契約は今日、出てきていますけれども、緑化ブロック積みという工事なんかはもう終わっているわけでしょう。ほとんどもう上の道路のところをブロック積みされていますよね。かなりのもう工事をやっているのではないのかなと、これは。僕は、今回この議案を見た段階で、工期延長が必要ないぐらい、もう既に事前に工事がされていたのではないかと。例えば4月26日があって、この隣接地の問題については7月11日に議会の全員協議会もあって、そこで話もありました。私その前に見に行ったときには、既にその前できていた排水溝や何か全部取り払われていたわけですよ。今回これが出てきたんで、この間見に行ったら、もう既に緑化ブロックなんかもうやってあるわけではないですか。裸のままではないですよ。ということは、もう変更の仕事は既に発注をされていて、最終的に今日は予算上の会計上の変更だけ議会に認めてくれという話になってきているのではないのかなというふうに思うんですけども、ここまでの変更で、それでいいのというのが率直な問題意識なんですけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時42分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開いたします。

町長。

○町長（太田長八君） 計画変更のこと、たしか土地の件、この土木の埋め土、盛り土、これは基本的には土木のほうで大規模な計画変更、これを出しておりませんもんで、多分その辺が軽微な変更として考えた。多分その出していれば、当然議会のほうにも説明しなければいけないと考えております。そういう点の中で、今回これをやらせてもらったことは理解していただきたい。

それとあとは緑化のブロックの関係、これは当然もう既に私も現場見た中でやっております。ほとんどこっちが終わって、下は多分できておりません。それが確かに変更後にやるべきことをちょっとやってしまった。これは確かに勇み足かもしれませんけれども、全協で言わなかったか、言わなかった、では、それはちょっとおわびして、申しわけなかった、その辺は。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 工期の関係につきましては、当然これ工期が9月末という形になっておりますので、これについては当然県、国と協議をしなければならないものですから、その辺についてはまだ案は出しておりますが、県のほうから詳細なまだ打ち合わせ等を行っていませんので、それについては請負業者との協議の結果、どれくらい延ばすかというものを含めて再度協議をしていきたいと思っています。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） うるさいことを言っているというのではなくて、静岡県の設計変更ガイドラインというのがありますよね。工事土木編なんかのやつを見ても、例えば今回みたいに工事金額の変更を要しない場合でも、やはり発注者は指示内容が予算の範囲の業務であることを確認し、指示書に業務内容を記載するとともに延長日数、概算金額を記載するというふうなことなどは当たり前の話だと思うんですよ。

今回の場合でいえば、工事がもう7月の全協の段階ではかなりいっていただけさ、いっていただけですよ。だから、本当は町長あのときに、いや、当然我々もある面、買えばそこに段差ができるというのは現場を見ている人間ならわかる話なんで。町長そのことで、やはりこういう変更が生じるというような説明を、例えば7月の段階でももっと事前にされる必要があ

ったと思うんですよ。ただ、もう実際の変更的な作業工事というのは私が見る限りは、もう6月のもう末ぐらいの段階から、もう違った形の工事を町は許可して進めていたということではないのかな。ないし、工事発注の金額がわからないのに、そういうのり面や何かの緑化ブロックの工事がもう進んでいるというのは、それではそもそも予算書の契約って何だったんですかというか、だって、そうでなければ個別にこれだけのことをやって予算におさまるといふ確約がない、また議会でその議決がされていないのに契約のこういう工事変更を認めて、もう工事が進んでいるということであれば、議会の議決も要らなくなるということがあるわけではないですか。金額の中でおさまることについてだって問題が当然あるわけなんだけれども、でも、当然金額がおさまらなくなる工事が既に一方ではやはり工事が部分的にはもう進められ、了解のもとに進められているということというのは、非常に議決との関係では透明性とか、こういうものにやはり疑義に係る問題で、もう予算額に合わせたような工事変更をしたんではないかと、こういうやはり疑義だってかけられるんじゃないでしょうか。

あと、これ工期の延長が最終的に決まった場合、工期の延長だけの変更契約という形のものが行われるんですか、そのことも確認します。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、これは隣の土地を買うと議会で説明しましたよね。それからこうなったんですよ。だから、当初は全然こういう計画ありませんでした。全く当初は今までどおり。しかしながら、途中から隣の土地を一緒に買いたいということがありましたもんで、それに対して設計変更になりましたんで、その辺は御理解願いたいと思います。

さらに4月の全協のときに、自分の記憶の中では高低差が変わりますよということと言った記憶があるんですよ。ただし、緑化に対してはこれ言った記憶がありませんけれども、この土地に関しての高低差はこうなりますよということは、私は4月の議会全員協議会では言った記憶がありますもんで、それはまた確認した中で、またやっていただければありがたいと思います。詳しいことは、また担当のほうから説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、今回の変更の一番初めの発端につきましては、4月26日の全員協議会のときに下の土地の購入についてお話がありまして、その後地元等と話しした中で、やはり今ですと高低差があり過ぎて下の利活用がどうだろうかという話がありまして、その時点で4月の発注後、要は議会の皆様から議決を得た後に、では、どうするんだという形で連休を挟んで協議してきました。連休明けあたりにどうしようかということで、

当初の計画どおりいきますと、やはり今後使い勝手が悪いという話がありまして、いろいろ協議をした結果、下げようかとなりました。当初はそのまま土羽でやろうかという話でしたが、そうすると、広場が本当に狭くなってしまうということで、それだとせっかくつくる広場、要は公園が、避難する場所が狭くなったりいかなものかという話がありまして、それではブロック積みにしましょうかという形で設計を概算で設計士に出していただきました。その時点では、今回の発注金額内容におさまっておりました。

先ほど説明させていただきましたように、山側を削ったところ、混合廃棄物、要はその場には置いていけない、そのまま埋め戻すことができないものが出まして、それが直工ベースで先ほど言いましたように300万円程度出ていますので、それが経費入れますと、今回の変更に近い金額になってきます。その辺がうちのほうが当初予定していたところよりもちょっと違ってきた部分であります。

以上です。

○議長（村木 脩君） よろしいですか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 今、防災課長が言うのは、やはりつじつま合わせで、確かに金額でおさまる部分のことについての部分と、そうでなかったら、逆にここの今回の変更契約についていえば、その内部的な軽微な変更がありましたと、いわゆる今、言われたようなり面の問題とかはこの契約金額の中でおさまる中身がありましたと、ただ、そうしたらこの廃棄物処理の部分についてが延長部分、今回の変更契約の部分ですよということなら非常にわかりがいいわけさ、それであれば、そういう説明であれば。

しかし、今回のやつでこういう形でまとまってくると、現実的に予算がない工事を全体としてはもう既に業者との間で合意して仕事をさせていたというふうには我々にはとれるわけさ。その点が今、説明されたんでいうと、恐らくそういうことだろうと思うこともあるんだけど、やはりそこはお互いが何か暗黙の了解ではなくて、やはり丁寧にやる必要があったところで、我々もだから7月の段階で、やはり現場は何回も行くべきだったなと。だって、そういう場で今、町長が言われたような盛り土の高低差の問題、この問題こう対応するんだとかいろいろな説明を聞けばもっと適切、それで予算におさまるのかというようなやりとりも、そういう段階でもしていけばよかったなというふうには私も反省はしていますけれども、しかし、お互いにその辺が何かわかったつもりでいたところがやはりまずかったことと、やはり一応議決の範囲内で行った軽微な変更とやはりそうでなかったものというのは、やはり分

けてちゃんと説明して、その必要性等をやはり説明しないと、非常に透明性を欠く工事変更、工事であったということに捉えられるので、そこはやはり気をつけてもらいたいなど、そういうふうに私は特に思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今の山田議員のこと、十分自分も理解したいと。例えば現場を、近い状況を現場に見に行きましょうという中で、自分はもう行かなくても前と変わって、当局のことを説明いたしました。そういう中で議会のほうは、では行かなくても皆さんの総意の中で言った。そういう中でまた今後はそういう変更が生じた場合は、また当局のほうも積極的に、では議会でもまた行くと、この辺は確かに意思疎通がありましたもので、これは今後対応して検討していきたい。

今回のこの予算設計変更の提案の仕方、これも確かに防災課長が言った、山田議員が、基本は産廃、それが出てきたためのこれが主でございますもので、今回その提案の仕方今後は検討していきたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（村木 脩君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第36号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事（第2工区）請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第37号 平成28年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）

○議長（村木 脩君） 日程第4 議案第37号 平成28年度東伊豆町一般会計補正予算（第

4号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第37号 平成28年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に266万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を48億8,047万6,000円とするものであります。

補正内容といたしましては、歳入では宗教法人霊友会弥勒山様より大川地区の町道維持補修への活用を規模した寄付金をお寄せいただきましたので、町道整備基金寄付金並びに大川遠笠山線補修工事を計上しております。また、消防団の安全装備備品購入に対する助成金が交付決定されたため、歳入歳出も増額措置いたしております。

必要な財源配分を行った後、財政調整基金からの繰入措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(鈴木利昌君) ただいま提案されました議案第37号 平成28年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)について概要を説明いたします。

平成28年度東伊豆町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,047万6,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開きください。

2歳入につきまして御説明いたします。

17款1項寄付金、5目土木費寄付金、補正前の金額に98万2,000円を追加し、98万2,000円といたします。

1節道路橋りょう費寄付金、細節1道路整備費寄付金98万2,000円の増は、宗教法人霊友

会弥勒山様からお寄せいただきました御浄財でございます。

なお、寄付者の御意向といたしまして、町道大川遠笠山線の維持補修への活用を希望されておりますので、歳出の工事請負費へ充当させていただきます。

18款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に79万6,000円を追加し、3億74万6,000円といたします。

1節財政調整基金繰入金、細節1財政調整基金繰入金79万6,000円の増は、今回の補正における財源不足額を補填措置いたしました内容でございます。

20款諸収入、4項2目雑入、補正前の金額に89万1,000円を追加し、6,437万5,000円といたします。

9節雑入、細節28消防団員安全装備品整備等助成金89万1,000円の増は、消防団員の安全確保のために使用する反射ベストの購入費に対する消防団員等公務災害補償等共済基金からの10分の10の助成金の増額措置であります。

5ページ、6ページをお開きください。

次に、3歳出について御説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目保健・福祉センター費、補正前の金額に27万8,000円を追加し、2,864万2,000円といたします。

事業コード1保健・福祉センター維持管理事業、11節需用費、細節5修繕料27万8,000円の増は、1階調理室の空調機故障により修繕料を増額する内容であります。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、補正前の金額に40万円を追加し、2,072万7,000円といたします。

事業コード5農業用水路維持管理事業、15節工事請負費、細節2広田水路横断管改修工事40万円の増は、奈良本地区の広田水路におけるヒューム管破損による漏水対応のため、工事請負費を増額する内容であります。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、補正前の金額に110万円を追加し、1,635万3,000円といたします。

事業コード1道路維持管理事業、15節工事請負費、細節1大川遠笠山線補修工事110万円の増は、歳入で御説明いたしました宗教法人霊友会弥勒山様からお寄せいただきました寄付金を活用し、御意向に沿って大川遠笠山線の補修工事を実施する内容でございます。

8款1項消防費、2目非常備消防費、補正前の金額に89万1,000円を追加し、4,810万2,000円といたします。

事業コード2 非常備消防活性化推進事業、11節需用費、細節8 被服費89万1,000円の増は、歳入で御説明いたしました消防団員安全装備品整備等助成金を活用し、消防団員の夜間活動等の安全確保のため着用する反射材つきのベストを購入するための増額措置であります。

恐れ入りますが、2ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額48億7,780万7,000円に266万9,000円を追加いたしまして、48億8,047万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額48億7,780万7,000円に266万9,000円を追加いたしまして、48億8,047万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳でございますが、特定財源はその他財源が187万3,000円の増、一般財源は79万6,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 7款の土木費のところをちょっとお聞かせいただきたいんですけども、結果として110万円の補修費ということで、これはもう既に場所を特定した使い方を考えているものなのか、全般的な形での補修工事になるのかということと、あと今回のこれでかなりこの大川遠笠山線の補修工事というのは進むのかどうなのか、その辺の見解をお伺いします。

○議長（村木 脩君） 建設課長。

○建設課長（高村由喜彦君） それでは、説明をいたします。

その場所等については、一昨年、弥勒山の霊友会さんが平成の大改修をやって、それ以降、道路等が荒れているということもあって大川遠笠山線に限って、特に傷んでいると思われる場所、それは役場と霊友会さんと工事にかかわった竹中工務店3者で現地を歩きまして、13カ所300平米というものを特定いたしました。

主な舗装場所というのは、大体13カ所を全部お答えはできませんが、大川公民館の前とかS字カーブ、公民館の上からS字にグニグニユとって上っているところと、あとは大川の墓地から竹ヶ沢公園の間、あと霊友橋に近いほうの竹中土木作業所前あたり、合計13カ所300平米なんですけれども、全体的に特にひどいところを協力いただけるということで、

これは大川地区にとってもとてもありがたいことだなというふうに思っています。

その他の道路の補修等については、大川遠笠山線は公民館の前から実質的に町の間が霊友橋まで約2.3キロあります。かなりの区間になっているんですが、かなり路面等の傷みはところどころ皆さんも御存じのとおりあります。これについては今後予算の範囲内で補修をやっていこうかなということ考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第37号 平成28年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成28年東伊豆町議会第2回臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでございました。

閉会 午前10時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____